

林野庁直轄事業契約監視等委員会設置要領

(平成19年8月29日19林政政第426号林野庁長官通知)

第1 名称

農林水産本省発注者綱紀保持委員会に設置される林野庁に関する小委員会の名称は、林野庁直轄事業契約監視等委員会（以下「監視等委員会」という。）とする。

第2 監視等委員会の事務

監視等委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ア 林野庁本庁、施設等機関及び地方支分部局の巡回点検及び抜き打ち監査に関すること。
- イ 林野庁からの再就職者の在籍する法人の受注状況に関すること。
- ウ 施設等機関及び地方支分部局に設置する発注者綱紀保持委員会の調査審議結果に係る総合調整に関すること。
- エ コンプライアンスに係る具体的なマニュアルの整備及び研修に関すること。
- オ その他農林水産本省発注者綱紀保持委員会の調査審議事項であって林野庁に係る事項のうち特に必要なもの。

第3 監視等委員会の構成

監視等委員会の構成は、農林水産本省発注者綱紀保持委員会設置要領3の（3）から（8）までに規定するところによる。

第4 監視等委員会の開催

- （1）監視等委員会は、委員長が招集する。
- （2）委員は、必要があると認めるときはいつでも、委員長に対して監視等委員会の招集を請求することができるものとする。
- （3）監視等委員会の議事は、非公開とする。

第5 監視等委員会の庶務

監視等委員会の庶務は、林野庁林政部林政課において行う。

第6 雑則

この要領に定めるもののほか、監視等委員会の運営に必要な事項は、委員長が監視等委員会に諮って定める。

【参考】

農林水産本省発注者綱紀保持委員会、同小委員会
(林野庁直轄事業契約監視等委員会) について

